



3月23日(日)は投票日 福岡県知事選挙

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局
☎(584)1139 ☎(584)1142

選挙は、私たちが政治に参加し、意見を反映させることのできる貴重な機会です。皆さんの1票が、まちの明日を決めます。

投票日時 3月23日(日)

午前7時～午後8時

場所 「投票所入場整理券」に記載されている投票所
(各小学校体育館)

投票できる人 平成19年3月24日までに生まれ、令和6年12月5日以前から引き続き春日市に居住し、選挙人名簿に登録されている人

※投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿の登録が確認できれば、投票できます。投票所の係員に申し出てください(期日前投票の場合も同様)。

※選挙人名簿に登録されていても、投票日までに県外に転出した人は投票できません。

○期日前投票(☎1007069)

投票日に仕事や旅行で投票できない人は、事前に「期日前投票」をすることができます。期日前投票を

するときは、各人に郵送する「投票所入場整理券」の裏面所定の欄に生年月日を記入し、持参してください。

投票期間 3月7日(金)～22日(土)

場所・時間

▷市役所大会議棟中会議室

午前8時30分～午後8時

▷ふれあい文化センター新館ロビー

午前9時30分～午後8時

※3月10日(月)、17日(月)は休館日のため投票できません。

○不在者投票

入院・入所や長期の出張や旅行などにより投票所に来ることができない人は、病院、福祉施設、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます(☎1003626)。

また、身体に重度の障がいがあるなどの理由で投票日に投票所に行くことが困難な人は、郵便による不在者投票ができます(☎1003625)。郵便による不在者投票は事前に手続きが必要です。詳しくは市ウェブサイトを見てください。



10月1日は国勢調査 調査員を募集します

応募・問い合わせ先 地域づくり課商工農政担当
☎(584)1111(代) ☎(584)1153 ☎1014968

5年に1度の国勢調査が、10月に実施されます。この調査に従事する調査員を募集します。

対象 次の全てに該当する人

▷20歳以上(令和7年8月時点)

▷警察および選挙に直接関わりがない

▷調査で知り得た秘密の保持ができる

▷暴力団員でない、または暴力団と密接な関係を有しない

任期 8月下旬～10月下旬(予定)

報酬 4万9,000円～9万円程度

※担当調査区数、世帯数などにより変わります。

業務内容

▷担当調査区域の確認

▷調査担当区域内の全世帯(50～100世帯程度)を訪

問し、調査票の配布、回収などを行う

募集人数 500人程度

応募方法 調査員登録申込書を提出する

※申込書は地域づくり課(市役所4階)に設置しています。

※過去に国勢調査員として従事したことがある人には、別途案内を送付します。





3・4月は引っ越しシーズン 休日開庁を実施します

問い合わせ先 市民課受付戸籍担当

☎(584)1120 📠(584)1141 📠 1005148

引っ越しなどで住所が変わる場合は、住民票の異動手続きやマイナンバーカードなどの住所変更の手続きが必要です。日曜日にも手続きができるよう、市役所本庁を開庁します。

開庁日 3月30日(日)、4月6日(日)

受付時間 午前9時～正午

場所 市役所1・2階

取扱業務

▷転出、転居、転入などの住所変更に伴う手続き(別表参照)

▷住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書交付

▷マイナンバーカードの交付

※マイナンバーカードの交付は、必ず本人の来庁が必要です。必要書類は、自宅に届いた「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」を確認してください。

※他の市町村や関係機関などへの照会を伴う手続きの場合は、受け付けできない場合があります。

別表

届け出の種類	期間	必要なもの ※代理人(別世帯の人)が届け出を行う場合は委任状が必要です。
転出届 (市外への引っ越し)	引っ越し日の前後 14日以内	▷届出人の本人確認書類(※1) ▷その他の書類(持っている人のみ) 国民健康保険証・資格確認書、後期高齢者医療保険証・資格確認書、医療証(子ども、ひとり親、障害者)、介護保険証、印鑑登録証、住民基本台帳カード、特別永住者証明書、在留カード、マイナンバーカード
転居届 (市内での引っ越し)	新しい住所地に住み 始めて14日以内	▷届出人の本人確認書類(※1) ▷その他の書類(持っている人のみ) 国民健康保険証・資格確認書、後期高齢者医療保険証・資格確認書、医療証(子ども、ひとり親、障害者)、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳カード、特別永住者証明書、在留カード、マイナンバーカード
転入届 (市外からの引っ越し)	新しい住所地に住み 始めて14日以内	▷届出人の本人確認書類(※1)、転出証明書(※2) ▷その他の書類(持っている人のみ) 後期高齢者医療保険証・資格確認書(県内からの転入のみ)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳カード(※3)、特別永住者証明書、在留カード、マイナンバーカード(※3)

※1 本人確認書類とは、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)です。持っていない人は、健康保険証・資格確認書や通帳など、名前が確認できるものを2つ以上持参してください。

※2 あらかじめ前住所地で転出届出が必要です。マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる転出(特例による転出)をした人は、転出証明書が交付されません。カードを必ず持参してください。

※3 マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている人は、転入届出と併せてカード継続利用の手続きが必要です。転入をした日から14日を過ぎて転入届出をした場合は、カードが失効しますので注意してください。



下水道使用料 コンビニやアプリで支払いができます

問い合わせ先 下水道課庶務担当

☎(584)1134 📠(584)1143 📠 1015215

市から届く納付書で下水道使用料を納付している人を対象に、3月送付の納付書から、コンビニエンスストアとスマホアプリでの収納を始めます。土・日曜日、祝日、夜間など、金融機関の営業時間外でも納付が可能です。利用可能な店舗などは、納付書や市ウェブサ

イトを見てください。

また、井戸を使用していてメーターが未設置の人の下水道使用料は、居住者数に応じて算出しています。引っ越しなどの際は速やかに住民票を異動してください。長期入院や施設への入所など、住民票異動のない居住者数の変更や、井戸の使用開始・終了の際は、下水道課に連絡してください。



早めに届け出を 市国民健康保険の加入・喪失手続き

申請・問い合わせ先 国保医療課国保担当(〒816-8501春日市役所)
☎(584)1121 ■(584)1141
ID 1000916(加入) ID 1000917(喪失)

市国民健康保険(以下、市国保)の加入や喪失は、原則14日以内に届け出をしてください。

注意事項

▷市国保の被保険者が学校などへの就学のため転出する場合、原則として引き続き転出前に所属していた世帯で市国保に加入することになります。就学が確認できる書類(合格通知、学生証、在学証明書など)を持参してください。

※現在この取り扱いを受け、転出後も市国保被保険

者となっている人が、学校などを卒業したときや就職したときは、市国保の喪失手続きが必要です。

▷市国保への加入手続きが遅れた場合でも、国保税は加入資格が発生した月までさかのぼって課税されます。

▷社会保険の資格は、資格確認書などの交付日からではなく、資格取得日から有効です。社会保険の資格取得日以降に市国保の資格確認書などで医療機関などを受診した場合は、市国保が負担した医療費を返還しなければなりません。

▷社会保険の任意継続に関しては、加入していた社会保険に問い合わせてください。

全ての手続きに必要なもの

- 世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの(いずれか1点)
 - ▷マイナンバーカード(顔写真付きカード)
 - ▷マイナンバーが記載された住民票
- 届出者の本人確認書類
 - ▷1点でよいもの(顔写真付きの書類)
 - マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、その他官公署が発行した顔写真付きのもの
 - ▷2点以上の確認が必要なもの(顔写真がない書類)
 - 健康保険証・資格確認書、介護保険証、公費医療受給者証、納税通知書などから2点以上

○委任状

届出者が世帯主以外の場合は、①～③を記載した委任状が必要です。

- ①委任者(市国保の各種手続きにおいては世帯主)の氏名、住所
 - ②受任者の氏名、住所
 - ③委任内容、委任した年月日
- ※委任者の直筆の場合は、押印は不要です。
※市国保の手続き以外も委任する場合は、委任内容にその手続きについても記載してください。

事由に応じて必要なもの

	届け出事由	必要なもの
市国保に入るとき	転入した	転出証明書
	職場などの健康保険をやめた、被扶養者から外れた	職場の健康保険の資格喪失証明書など
	子どもが生まれた	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
市国保をやめるとき	転出する	国民健康保険資格確認書など
	職場の健康保険に加入した、被扶養者になった	▷国民健康保険資格確認書など ▷職場の健康保険の資格確認書など (未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	死亡した	▷国民健康保険資格確認書など ▷葬祭を行った人が分かる書類 ▷振込口座情報
	生活保護を受け始めた	▷国民健康保険資格確認書など ▷生活保護開始決定通知書
その他	住所、氏名、世帯主が変わった	国民健康保険資格確認書など
	就学のため転出する	▷国民健康保険資格確認書など ▷合格または在学を証明する書類
	施設などへの入所のため転出する	▷国民健康保険資格確認書など ▷入所などを証明する書類



バイク・軽自動車の各種手続きと 軽自動車税(種別割)の納付を忘れずに

申請・問い合わせ先 税務課市民税担当

☎(981)0113 📠(584)1141 🆔 1000901

○変更手続き

市外に転出したときは、バイクや軽自動車の住所変更の手続きが必要です。手続きをしないと軽自動車税(種別割)の納税通知書が届かず、車検などの際に支障が出る場合があります。

また、廃棄や盗難、他者への譲渡などで車両を所有しなくなったときは、廃車または名義変更の手続きが必要です。手続きをしないと、元の所有者に車両の税金がかかり続けることになります。

手続きが済んでいない人は、3月末までに行ってください。

申請・問い合わせ先 別表参照

○軽自動車税(種別割)の納付

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。令和7年度の納税通知書は5月中旬頃までに郵送します。納期限内に納付してください。

なお、通知書の一部は納付後に車検用納税証明書となりますので、大切に保管してください。

納期限 6月2日(月)

▷口座振替による納付

□座振替日 6月2日(月)

※車両の買い替えや新たに購入した場合などは、その都度口座振替の手続きが必要になります。

※車検用納税証明書は郵送しません。

二輪の小型自動車は、4月から、車検先でオンライン上で納付状況が確認できるようになります。

別表

車種	申請・問い合わせ先	
125cc以下のバイクまたは小型特殊自動車 (春日市ナンバー)	転入する人：市役所税務課	☎(981)0113 📠(584)1141
	転出する人：転出先の市区町村役場	各市区町村
125ccを超えるバイク (1福岡または福岡ナンバー)	九州運輸局福岡運輸支局 (福岡市東区千早3-10-40)	☎050(5540)2078 📠(673)1190
三輪または四輪の軽自動車 (福岡ナンバー)	軽自動車検査協会福岡主管事務所 (福岡市東区みなと香椎4-3-37)	☎050(3816)1750 📠(410)1903

※原動機付自転車または小型特殊自動車の登録・廃車の手続きは、月～金曜日(祝日を除く)に受け付けています。なお、修理などで一時的に乗らないといった理由では、廃車の手続きはできません。

※二輪の軽自動車または二輪の小型自動車、三輪または四輪の軽自動車については、福岡地区の手続き先です。福岡地区以外へ転出する場合は、その地区を管轄する機関に直接問い合わせてください。



期間内に申請が必要です 商品車両の軽自動車税(種別割)免除

申請・問い合わせ先 税務課市民税担当

☎(981)0113 📠(584)1141 🆔 1000908

中古車販売業者が所有している商品車両には、軽自動車税(種別割)が免除される制度があります。免除を受ける場合は、期間内に窓口で申請してください(郵送不可)。

対象車両 古物営業または質屋営業の許可を受けた販売業者が販売を目的に所有し、使用していない軽自

動車などで、軽自動車税(種別割)申告書に商品車である旨の記載があるもの

期間 4月1日(火)～10日(木)(土・日曜日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時





交付します 令和7年度分の福祉タクシー利用券

申請・問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当
☎(584)1111(代) ☎(584)1154 ID 1001908

在宅の障がい者で一定の要件を満たす人に「福祉タクシー利用券」を交付しています。

令和7年度分の利用券を希望する人は、申請してください。

対象 次の各手帳の等級に該当する人（施設入所者を除く）

- ▷身体障害者手帳
 - ▶視覚障害1・2級
 - ▶下肢・体幹・移動機能障害を含む1・2級
 - ▶心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害1級

▷療育手帳A

▷精神障害者保健福祉手帳1級

交付枚数 1人当たり52枚

※1枚500円、1回当たりの乗車で2枚(1,000円)まで利用可能です(おつりはできません)。

申請方法 3月3日(月)以降に窓口で申請書と該当する手帳を持参して申請する

※申請書は窓口か市ウェブサイトで入手できます。



委員を募集します 市男女共同参画審議会

応募・問い合わせ先 人権男女共同参画課人権男女共同参画担当
(〒816-0806光町1-73)

☎(584)1201 ☎(584)1181 ID 1015605

✉ jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp

市は、男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画施策の推進や男女共同参画社会の形成についての調査、審議を行っています。この審議会の委員を募集します。

対象 18歳以上(令和7年4月1日時点)で市に居住する人

任期 6月1日～令和9年5月31日(2年間)

開催回数 年3回程度

報酬 会議出席1回当たり6,500円(別途費用弁償1,000円を支給)

募集人員 2人

応募方法 3月31日(月)(消印有効)までに郵便、窓口、ファクス、Eメールのいずれかで申込書を提出する

※申込書は窓口(男女共同参画センター)か市ウェブサイトで入手できます。



子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン) キャッチアップ接種期間が条件付きで延長されます

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当
☎(584)1015 ☎(501)0051 ID 1009984

HPVワクチンの大幅な需要拡大により、接種を希望しても受けられなかった人がいることなどを踏まえ、キャッチアップ接種期間が条件付きで延長されます。

詳しくは厚生労働省ウェブサイトを見てください。

対象 次の全てに該当する人

- ▷平成9年4月2日～同21年3月31日生まれの女性
- ▷キャッチアップ接種期間(令和4年4月1日～同7年3月31日)にHPVワクチンの接種を1回以上接種した

経過措置の期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

接種費用 無料(期間内に県内の医療機関で接種する場合)

※期間を過ぎると、3回で約8万円相当の自己負担が必要です。

※県外での接種の場合は問い合わせてください。

接種に必要なもの HPVワクチン予診票(医療機関にも設置あり)、母子健康手帳

※予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関に問い合わせてください。

※市内の実施医療機関については市ウェブサイトを見てください。



▲厚生労働省ウェブサイト



▲市ウェブサイト(実施医療機関)



貸し付けます

若年者専修学校等技能習得資金貸与事業

申込・問い合わせ先 福祉支援課地域福祉担当

☎(981)0118 📠(584)1142 📠 1001727

経済的な理由により、専修学校などで修学することが困難な人に対して、無利子で修学資金や入校支度金を貸し付けます。

対象となる学校や収入基準、返還方法など、詳しくは市ウェブサイトを見てください。

対象 次のいずれかに該当する人

▷令和7年3月に中学校、義務教育学校、高等学校、

中等教育学校を卒業する

▷令和6年度に高等学校、中等教育学校の後期課程を中退した

貸与額(無利子)

▷修学資金

▶専門課程：月額5万3,000円

▶その他の課程など：月額3万円

▷入校支度金 10万円

申込期限 4月18日(金)



気軽に参加してください

スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前10時～午後6時、土・日曜日可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 📠(584)1145 📠 1011730

専用車(スマサポ号)内で、オンラインでの講座を受講できます。貸出機を使用しますので、スマートフォン(スマホ)を持っていない人も参加できます。

初めてスマホに触れる体験から、アプリケーションを使いこなすための教室まで、さまざまな内容の講座があります。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後6時までにソフトバンク専用コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。



▲スマサポ号

別表 スマホ教室@スマサポ号 3月開催スケジュール

期日	①午前11時～正午	②午後0時30分～1時30分	③午後2時30分～3時30分	④午後3時45分～4時45分	場所
14日 (金)	フリマアプリで 購入や出品※1	スマホ決済の使い方※2	スマホの セキュリティについて※3	フィルタリングと ネットの危険性※4	市役所
21日 (金)	アンドロイド Androidの使い方 (入門編)※5	Androidの使い方 (基礎編)※6	Androidの使い方 (応用編)※7	スマホ決済の使い方※2	いきいきプラザ
28日 (金)	スマホを触ってみよう※8	Androidの使い方 (入門編)※5	Androidの使い方 (基礎編)※6	Androidの使い方 (応用編)※7	市役所

※1 フリマアプリとは、アプリ比較、出品体験、売れたらどうする？

※2 スマホ決済とは、不安要素と対処法、アプリ登録、体験

※3 よくある不安、詐欺の手口、安全な使い方

※4 スマホの危険、フィルタリングを使用するために

※5 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※6 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※7 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※8 マップを使いながらスマホの指の操作を学ぶ、カメラ、音声アシスタント機能